

## 老人園芸ひろばの利用を申し込まれる方へ

### (目的)

老人園芸ひろばは、恵まれた自然環境のもとで趣味を生かして園芸を楽しみ、自然の恵沢と長寿の喜びを味わい、心身の健康を保持すると共に社会との交流を図ることにより高齢者福祉の増進に資することを目的としています。

### (利用者)

昭和41年4月2日以前に生まれた人で、市内在住かつ市内に住民登録があり、他の園芸ひろばの利用または申し込みをしていない人

### (禁止事項)

- ・駐車場はありませんので、**自動車でのご来園はできません。**路上駐車など近隣に迷惑がかかることはしないでください。**自動車での来園が発覚した場合は、理由の如何・時間の長短に関わらず、即時利用の取り消しをします。**
- ・早朝からの耕作、臭いの強い肥料の使用など、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。
- ・その他、次に該当する行為は、禁止です。
  - ① 園芸ひろばの目的以外に使用すること。
  - ② 借地権、永小作権などの用地使用上の権利設定をすること。
  - ③ 第三者と共同で利用したり、第三者に転貸したりすること。
  - ④ 第三者に、区画を利用する権利を譲渡すること
  - ⑤ 区画外の土地を開墾し、耕作すること。
  - ⑥ 複数の園芸ひろばへ申込みをすること。  
(例:木幡と芝ノ東の園芸ひろばの両方へ申込むなど)
  - ⑦ 利用者と同一世帯に住む60歳未満の方に耕作させること。
  - ⑧ 決められた清掃日を無断で欠席すること。
  - ⑨ その他、管理運営に支障をきたす行為。

※上記事項が守られない場合、利用の決定を取り消します。

### (運営管理)

- ・ひろばの近隣の方に迷惑のかからないよう、また、利用者の皆さんのが気持ちよく利用できるよう、健全な管理運営に努めていただきます。
- ・自分の区画からでたゴミは自宅へ持ち帰ってください。
- ・利用区画番号により運営委員(会長・副会長・班長)をお願いしています。(原則、利用区画番号の下1桁が1となった方で運営委員会を組織し、ひろばの管理にあたっていただきます。

※ただし、候補者が2期連続での運営委員となる場合や、候補者が利用辞退された場合は、次の番号の方にご担当いただきます。

※運営委員の中から、会長、副会長を選出します。

全体清掃の日程、方法などを運営委員会で決め、作業は全員で行ってもらいます。

- ・備え付けの農具は、利用者全員のものです。大切に使用してください。

## (その他留意事項)

- ・月1回（指定する日）、ひろば内の全体清掃活動への参加をお願いします。
- ・複数の園芸ひろばへの申し込みはできません。他の園芸ひろばの利用者または待機者で今回応募する人は、現在申し込みをしている園芸ひろばの辞退届の提出が必要です。（重複して申し込みのあった場合は、両方落選として扱います。）
- ・ひろばを利用していただくには、1区画につき年額3,600円協力金を納めていただきます。なお、年度の途中で利用中止となった場合であっても、協力金は返還いたしません。

## (利用申込み)

現地受付会場または市役所長寿生きがい課窓口で直接申し込みをされるか、郵送でお申し込みください。電話でのお申し込みは、受付できません。

## (利用者・区画決定抽選)

抽選にて利用者・区画決定を行います。なお、申込者数が区画数を下回った場合、区画決定抽選のみ行います。

抽選結果については、3月初旬に順次、各園の倉庫に掲示します。また、3月中旬を目途に郵便で申込者全員に通知を行いますので、電話での「結果確認」のお問い合わせはご遠慮ください。

### 抽選後の流れ

#### <利用者となる方>

- ☆ 利用決定通知書
- ☆ 誓約書（2部）  
※提出用と控え用
- ☆利用説明書（現地説明会用）
- ☆現地説明会の詳細  
を郵送しますので、誓約書を返送してください。

#### <待機者となる方>

- ☆ 補欠通知書  
を郵送します。
- ※利用者が辞退したときなどに、繰り上げていきます。



### 現地説明会

**3月下旬ごろ予定**（詳細は後日通知します。）

…該当する方は必ず参加してください。都合の悪い方は、抽選結果・注意事項伝達について責任を持って頂ける方の代理出席をお願いします。